（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第五条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「七月」を「九月」に改める。

第十条第二項第二号中「当該控除を受けた者が地方税法第三十四条第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円）、地方税法第三十四条第一項第九号」を「、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号」に改める。

第十一条中「七月分」を「九月分」に、「八月分」を「十月分」に、「七月三十一日」を「九月三十日」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者から各年の十二月三十一日までに認定の請求があった場合の認定の請求の特例）

第十二条の二　各年の十月分の年金生活者支援給付金（法第二十五条第一項に規定する年金生活者支援給付金をいう。以下同じ。）の支給要件に該当している者から、当該各年の十月一日から十二月三十一日までの間に法第五条、第十二条、第十七条又は第二十二条の規定による認定の請求（前条各項に規定する認定の請求を除く。）があったときは、当該各年の九月三十日に当該認定の請求があったものとみなす。

第十三条中「（同項に規定する年金生活者支援給付金をいう。以下同じ。）」を削る。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第六条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「次条第一項」を「次条第二項」に改める。

第六十条中第五項を第六項とし、第一項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第三条第一項第三号の政令で定める期間は、一月以上五年以下とする。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項の表旧国民年金法の項中

支給されるもの（支給されるものを除く。）若しくは和六十年改正法附則第二十五条のれる障害基礎年金を除く。）	老齢年金又は障害年金（第五十六条の規定によつて支給されるものを除く。）若しくは障害基礎年金（昭和六十年改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金を除く。）の支給を受けたことがある夫が死亡した

を

障害基礎年金（昭規定により支給さ	その夫が障害年金（第五十六条の規定によつて支給されるものを除く。）の受給権者であつたことがあるとき、又は老齢年金の支給を受けていた

に改める。

第五十二条第一項の表第六条の二第二項第二号の項中「（当該控除を受けた者が同条第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円）、同条第一項第九号」を「、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「第十五条第五号に掲げる業務及び同法附則第五条の二第三項に規定する」を「第十五条第四号に掲げる」に、「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第八条の規定　公布の日

二　第一条中国民年金法施行令第六条の二第二項第二号及び第六条の十二第二項第二号の改正規定、第四条中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第四条第二項第二号の改正規定、第五条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第十条第二項第二号の改正規定、第七条中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条第一項の改正規定並びに次条の規定　令和三年一月一日

三　第五条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　令和三年八月一日

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年十月以後の期間に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止について適用する。

2　第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の十二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年における国民年金法第九十条第一項第一号の厚生労働省令で定める月の翌月以後の期間に係る同法第八十七条第一項に規定する保険料及び同年における国民年金法施行令第十一条の十第三号の厚生労働省令で定める月の翌月以後の期間に係る同法第百九条の五第一項に規定する滞納処分等その他の処分について適用する。

3　第四条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年十月以後の期間に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三条第一項の特別障害給付金の支給の制限について適用する。

4　第五条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第十条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年十月以後の期間に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第十五条第一項の障害年金生活者支援給付金及び同法第二十条第一項の遺族年金生活者支援給付金について適用する。

5　第七条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（次条において「新経過措置政令」という。）第五十二条第一項の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令第六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年八月以後の期間に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法（次条において「旧国民年金法」という。）第七十九条の二の規定による老齢福祉年金の支給停止について適用する。

第三条　新経過措置政令第四十八条第一項の規定により読み替えられた旧国民年金法第四十九条第一項の規定は、この政令の施行の日以後に死亡した同項に規定する夫について適用し、同日前に死亡した第七条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十八条第一項の規定により読み替えられた旧国民年金法第四十九条第一項に規定する夫に係る寡婦年金の支給要件については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　　義偉